

○配置用内服液剤の容器について

(昭和三十九年八月一四日)

(薬発第五七三号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

標記について別紙1のとおり照会があり、これに対して別紙2のとおり回答したので了知された
い。

.....

(別紙1)

(昭和三十九年七月七日 薬第四二一号)

(厚生省薬務局長あて岡山県知事照会)

このことについて、左記のような疑義を生じておりますので何分の御回答を賜りたく照会しま
す。

記

- 1 配置用内服液剤の容器については、配置従事者の携帯の便と配置薬利用者の保存の便を考慮
され、製造業者において合成樹脂製容器を使用していることは周知のとおりであります。現
在までにこの合成樹脂製容器として認められているものは、昭和三十八年七月十七日薬収第六
二九号富山県知事あて通知により、ポリプロピレン製アンプル容器のみと解しておりましたと
ころ、同容器は透明度がおとるため透明度のまさるA・S樹脂(アクリルニトリル・スチロール
樹脂)製アンプル容器を使用して商品価格を高めんとする傾向が見受けられ、すでに同樹脂製
アンプル容器使用の製品(内服液剤)も配置されている模様でありますがこのA・S樹脂製アン
プル容器は、組成、透度、吸湿度、安定性などから内服液剤容器として支障ないものとして
許可されているものであるかどうか。
- 2 現在までに製造承認されている内服液剤の合成樹脂製容器でポリプロピレン製アンプル容
器以外のものがあればその名称を御教示願いたい。

(別紙2)

(昭和三十九年八月一四日 薬発第五七二号)

(岡山県知事あて厚生省薬務局長回答)

昭和三十九年七月七日薬第四二一号をもつて照会のあつた標記について左記のとおり回答す
る。

記

- 1 照会1については、A・S樹脂(アクリルニトリル・スチロール樹脂)製アンプル型容器は、内服
液剤用の容器として承認されていない。
- 2 照会2については、ポリプロピレン製アンプル型容器以外に内服液剤用の合成樹脂製容器とし
て承認されているものはない。